

八王子市災害時受援応援計画

(公開用)

八王子市

本計画には、災害時に防災関係機関のみに公開する連絡先も記載されていることから、関係機関の連絡先を黒塗りにしています。

目次

第1章 総則	1
1 本計画作成の背景と目的	1
2 本計画の位置づけ等	1
(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 業務継続計画(BCP)との関係	1
3 本計画上での組織名	2
4 本計画における受援業務の範囲	3
(1) 人的支援	3
(2) 物的支援	3
5 各章の担当所管	4
第2章 受援の体制	5
1 各受援業務の担当所管	5
2 受入れた防災関係機関等の活動場所	5
3 人的及び物的支援の受援体制(カウンターパート方式)	6
第3章 人的支援の受援	8
1 基本的な考え方	8
2 基本的な枠組み	8
3 受援対象業務の特定	9
4 受援窓口の設置	10
(1) 近年の大規模災害時における教訓及び受援担当部署の必要性	10
(2) 受援総括班の設置	10
(3) 各受援業務の担当所管に受援業務担当窓口を設置	12
5 都を経由した応援要請手続き	13
(1) 都及びカウンターパート団体への応援要請(専門業務等の応援要請を除く)	13
(2) 専門業務団体、都各局への応援要請	18
6 協定自治体への応援要請	19
(1) 担当所管	19
(2) 相手先	19
(3) 応援内容	19
(4) 応援要請手続	20
第4章 物的支援の受援	21
1 基本的な考え方	21
2 受入体制及び役割	21
(1) 備蓄物資の避難所への輸送	21
(2) 地域内輸送拠点の開設	22
(3) 物資等の基本的な流れ	22
(4) 物資支援の時系列	22
(5) 物的支援の枠組み	23
3 物的支援の受入れの流れ	24
(1) 発災直後からおおむね3日間の活動	24

(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動.....	24
(3) 発災からおおむね1週間以降の活動.....	25
4 物的受援に向けた要請手続き.....	26
(1) 都本部への応援要請及びカウンターパート団体決定前の応援要請.....	26
(2) カウンターパート団体決定後.....	28
5 義援物資の受入.....	29
(1) 個人からの義援物資の受入.....	29
(2) 企業からの義援物資の受入.....	29
第5章 ボランティアの受入.....	31
1 都の枠組み.....	31
2 市の枠組み.....	31
第6章 救出救助機関からの受援.....	33
1 自衛隊への派遣要請.....	34
(1) 派遣要請.....	34
(2) 派遣要請手続き.....	35
(3) 自衛隊L.O.の受入.....	35
(4) 自衛隊の活動内容.....	36
2 警察・消防への出動要請.....	37
(1) 管轄の警察・消防への要請.....	37
(2) 他道府県の警察・消防機関への広域応援要請.....	37
3 大規模救出救助活動拠点の活用.....	38
(1) 大規模救出救助活動拠点.....	38
(2) 現地機動班.....	38
第7章 他自治体への応援.....	40
1 応援体制の整備.....	40
2 各所管の役割.....	40
3 他自治体への応援.....	41
(1) 人的応援.....	41
(2) 物的応援.....	42
第8章 その他.....	43
1 費用負担.....	43
2 都災害対策本部の構成と各部門の役割.....	44
【別紙】	
・大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧.....	45
【様式】 様式は、都受援計画で定められているため、様式番号を含め、都の様式をそのまま採用している。	
・様式 1-1 応援要請シート.....	49
・様式 2 応援職員等名簿.....	50
・様式 3-1 受援状況報告書.....	51
【別添】	
・各業務の応援要請方法.....	53
・物資要請入力画面(DIS).....	83

第1章 総則

1 本計画作成の背景と目的

近年発生した東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨などの大規模災害において、発災直後はいずれの自治体も行政機能が著しく低下し、応援自治体や防災関係機関等の受入対応や支援ニーズの集約を十分に行うことができなかったことが問題として明らかになった。

大規模災害発生時、被災自治体は膨大な応急復旧業務が発生する中で地域防災計画及び業務継続計画(BCP)に基づき、必要な人員を確保し災害対応にあたるが、災害の規模が拡大すれば地方自治体単独での対応は困難となり、市外からの応援をいかに円滑に受入れるかということが大きな課題となる。

こうした中で都は、平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」(以下「都受援計画」という。)を策定し、区市町村と連携して早期の被災地支援につなげていくための、受援応援体制の手順やルール等を整備したところである。

これを受けて、本計画では、災害時の受援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化し、全国の自治体や防災関係機関の円滑な応援受入体制等を構築することを目的とし、作成したものである。

2 本計画の位置づけ等

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、災害時に地域防災計画と業務継続計画(BCP)に定める業務を確実に実施する上で、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と業務継続計画(BCP)を下支えする位置づけとなる。

「地域防災計画」は、地方公共団体の防災対策を定めた計画であり、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧・復興計画をそれぞれ定めている。「業務継続計画(BCP)」は、災害時の制約された人員と執行環境で迅速かつ的確に業務を継続するため、優先して取り組むべき業務と業務の開始目標時間を定めたものである。

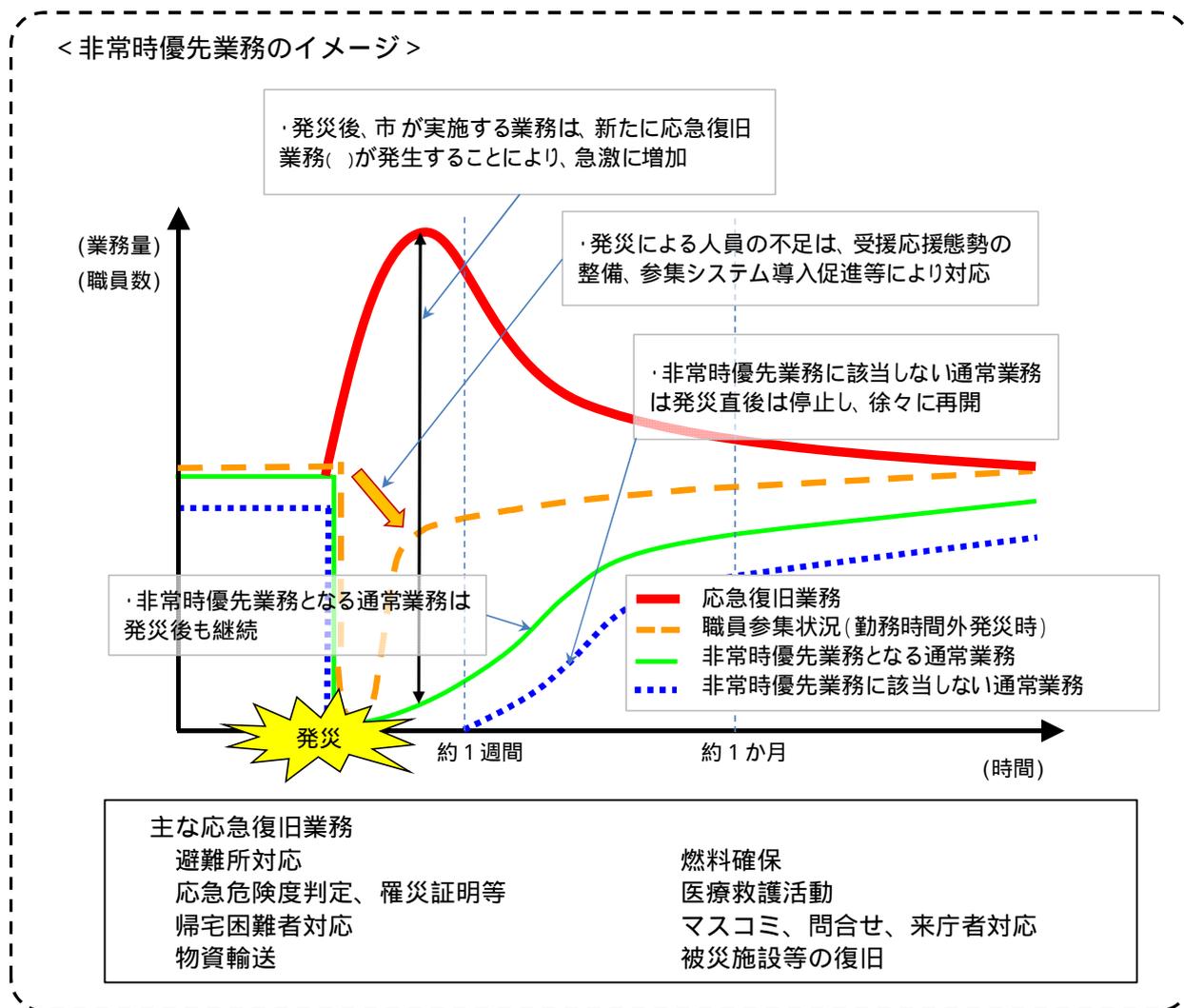
「受援計画」は、受援体制を定めるとともに、非常時優先業務の中から受援対象業務を選定したうえで、人的支援の受入れ、物的資源の受入れ等に関する手順等を明らかにするものである。

(2) 業務継続計画(BCP)との関係

災害時には通常業務は可能な限り縮小し、非常時優先業務を確実に実施するため、必要な人員等を確保するとともに当該業務を実施できる体制を構築するのが原則である。

しかしながら、災害規模が一定以上になると、業務継続計画を定めていても、人員が不足することが想定されるため、外部からの応援の受入れが必要となる。

非常時優先業務のうち応援の受入れが見込まれる業務について、受援計画であらかじめ特定し、応援要請方法等を明確化することにより、迅速な応援の受入れが可能となり、ひいては、行政の機能不全を避け、早期の復旧復興につなげることができる。



「都受援計画資料」を一部編集

3 本計画上での組織名

地域防災計画上、災害対策本部設置時の組織は、平常時の組織(部課)とは異なる災対部(災害業務の関連の深い部により構成された組織)により各種災害対応業務を担うこととしているが、本計画においては、事前の体制準備を主体的に行う所管が明確になるように平常時の組織名(部課)で各業務の担当を記載する。

4 本計画における受援業務の範囲

(1) 人的支援

熊本地震の教訓を踏まえると、特に初動の応急対策期における受援のルール・手順を明確化することが急務であることから、本計画では、主に短期派遣に係る受援応援の態勢やルール等を整理することとする。

短期派遣・長期派遣

短期派遣：初動期、応急期及び復旧期(初期)における応援受援(災害対策基本法及び相互応援協定に基づく応援)

長期派遣：復旧期(中期以降)・復興期を対象とした応援

(2) 物的支援

市内で最大約8万3千人の避難所生活者(都の被害想定)が見込まれているほか、物資の流通が回復していない時期においては、在宅避難者への支援も一定程度対応する必要があることから、大量の物資を迅速かつ的確に供給する体制を構築する必要がある。

物的支援は、避難所生活者数がピークとなる時期の対応が特に重要となることから、初動期から復旧期(初期)の受援応援の体制やルール等を整理することとする。

受援業務の範囲

初動期・ 応急期 復旧期(初期)	<p>災害対策基本法に基づく応援</p> <p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援</p>	<p>【想定業務】</p> <p>避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	<p>相互応援協定に基づく応援</p> <p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p>	<p>【想定業務】</p> <p>協定に規定されている業務</p>
復旧期(中期以降)・ 復興期	<p>地方自治法に基づく派遣</p> <p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う(派遣先の身分と併任)。</p> <p>【根拠】 地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】</p> <p>災害査定等の社会 基盤施設復旧業務 (道路等の災害復旧) など</p>

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」から抜粋

5 各章の担当所管

各章を主体的に作成(改正)する担当所管は次のとおりとする。各章で改正が必要な際は、各所管が主体となり防災課と連携して対応することとする。

各章の作成(改正)担当所管

第1章	総則	生活安全部
第2章	受援の体制	
第3章	人的支援の受援	
第4章	物的支援の受援	産業振興部
第5章	ボランティアの受入れ	福祉部
第6章	救出救助機関からの受援	生活安全部
第7章	他自治体への応援	総合経営部
第8章	その他	生活安全部

第2章 受援の体制

1 各受援業務の担当所管

大規模災害時に、応援自治体等の受入れから各支援業務の実施までを円滑に対応するため、受援に関する状況把握、取りまとめ、庁内調整などに対応できる組織体制が必要となる。

このため、都受援計画に基づき、各業務ごとに受入調整、受援状況の管理など受援に関する調整・取りまとめ業務を行う担当を明確化し、本市の受援体制の構築を図る。

各受援業務の担当所管一覧

受援応援種類	市の担当所管	主な相手先
人的支援 (専門業務等を除く)	受援総括班 (第3章第4項参照)	都(人員調整部門) カウンターパート団体(次項参照) 協定締結自治体(中核市、姉妹都市等)
人的支援 (専門業務等)	各専門業務等担当部 (第3章第5項第2号参照)	都(専門業務等担当各局) 協定締結自治体(中核市、姉妹都市等)
物的支援	産業振興部	都(物資・輸送調整チーム) カウンターパート団体(次項参照) 協定締結自治体(中核市、姉妹都市等)
救出救助機関	生活安全部	自衛隊、警察、消防
ボランティア	福祉部	市社会福祉協議会 市社会福祉協議会が、東京ボランティア・ 市民活動センターへ応援を要請
民間協定締結団体	業務を所管する各部	民間団体
民間非協定締結団体		

2 受入れた防災関係機関等の活動場所

災害対応を円滑に実施するため、受入れた防災関係機関等の活動場所を、次のとおり定める。

別紙「大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧」

3 人的及び物的支援の受援体制(カウンターパート方式)

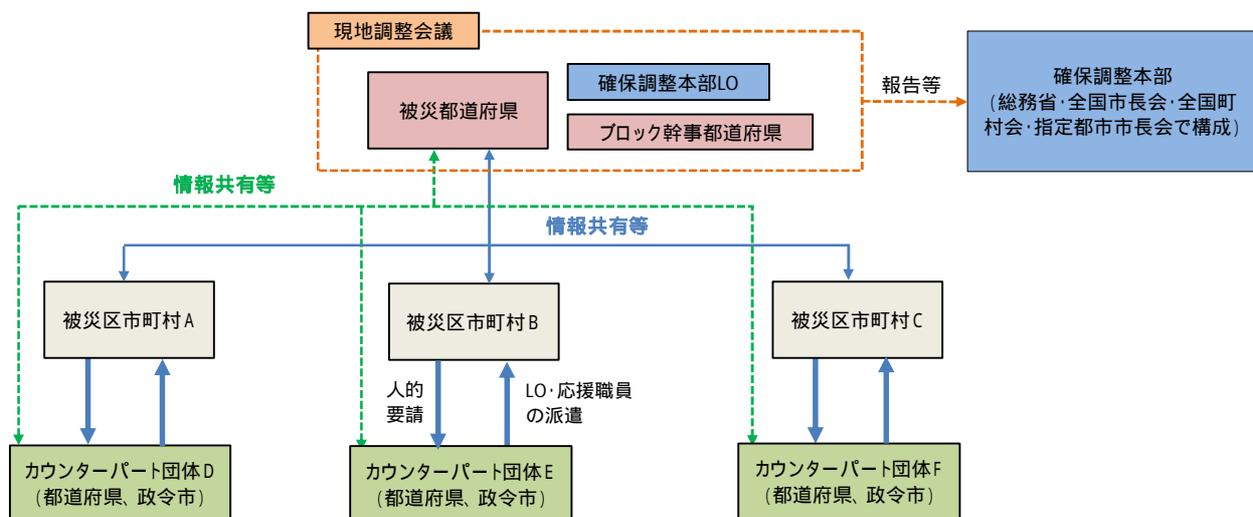
大規模な災害により被害が広範囲にわたるなど、応援対象の自治体が複数となる場合には、カウンターパート団体(被災自治体を一対一で支援する地方公共団体)を指定して支援を行う「カウンターパート方式」がとられる。

このカウンターパート方式は、東日本大震災以降、注目されるようになった支援方式であり、1つの地方公共団体が1つの被災自治体を支援することから、被災自治体の特性に合わせた細やかな支援の実現が期待できる支援体制である。

カウンターパート団体

- ・ 被災自治体に一対一の対口支援を行い、支援内容や人員に関する調整等を行う。
- ・ 原則として、道府県単位又は政令指定都市単位で指定される。
- ・ どの被災自治体にどの道府県等をカウンターパート団体として指定するかは、都が全国知事会等と調整する。
- ・ 人的支援及び物的支援の要請は、カウンターパート団体決定前は、都へ行うが、カウンターパート団体決定後は、都を経由せず直接当該団体へ、要請及び具体的な調整を行う(都へは定期的に状況を報告する)。
- ・ カウンターパート団体決定後は、相手先道府県等から情報連絡員(L.O.)が被災自治体へ派遣される。
- ・ 都が当初決定したカウンターパート団体だけでは、支援が不足する場合は、都へ追加応援の要請を行う(1つの被災自治体へ複数のカウンターパート団体を割りあてることも可能)。

カウンターパート方式による受援応援のイメージ(被災市区町村応援職員確保システム)

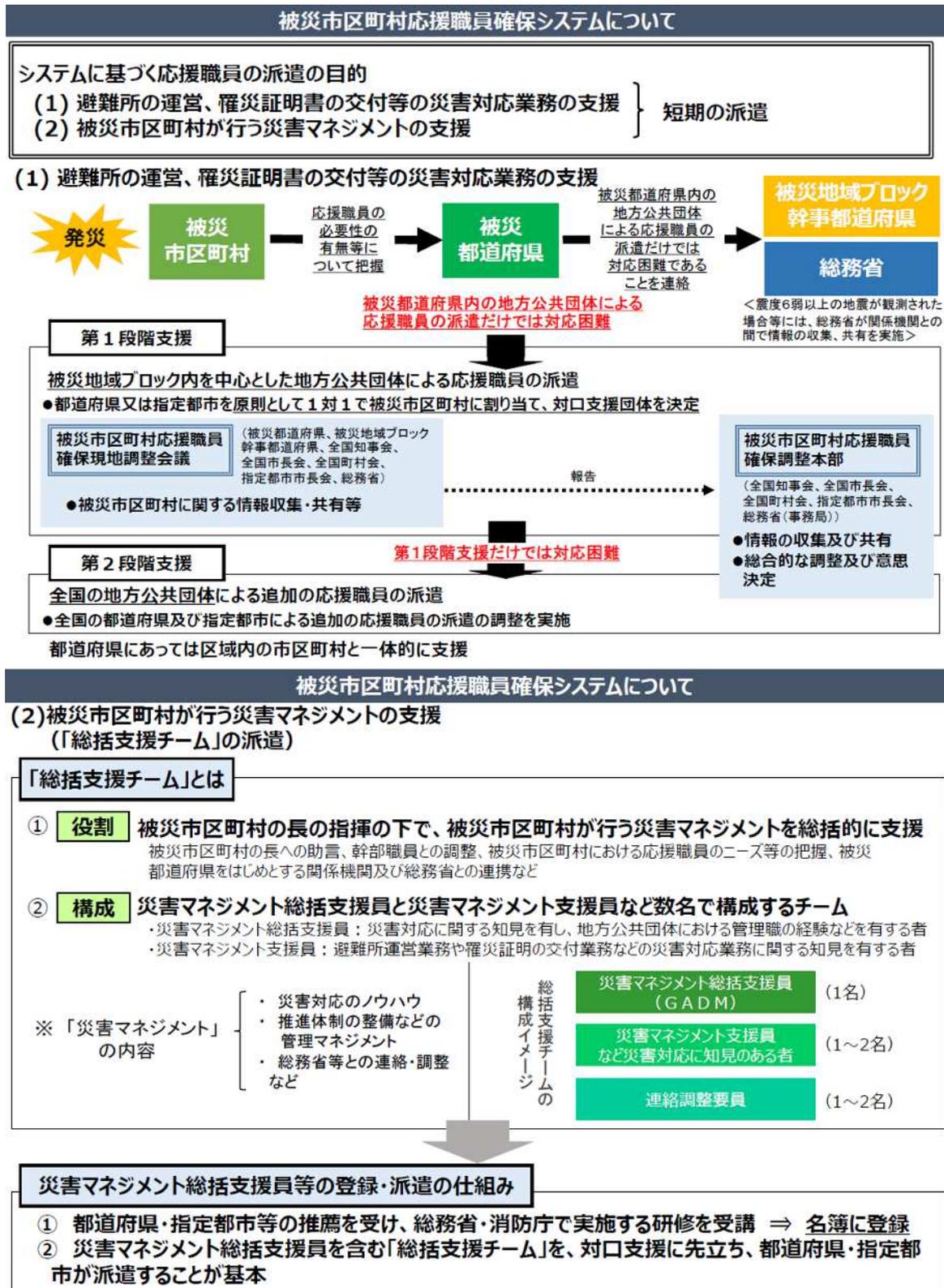


「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

(参考) 被災市町村応援職員確保システム

大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして、平成30年3月に総務省が構築した被災自治体への短期応援システム。

大規模災害発生直後における被災市区町村での、「避難所の運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務の増加」及び「災害マネジメント機能の低下」に対応することを目的としている。



「総務省のホームページ」から抜粋

第3章 人的支援の受援

1 基本的な考え方

市内で大規模災害が発生した場合、業務継続計画（BCP）等に基づき通常業務は可能な限り縮小し、非常時優先業務を確実に実施するための必要な人員等を確保し、受援体制を構築する必要がある。

本市単独の人員では十分な災害対応が実施できないと見込まれる場合、市から都災害対策本部（人員調整部門）に対して速やかに受援を要請する。

都本部（人員調整部門）は、被災区市町村からの要請に対し、都庁内各局や都内の非被災区市町村に対して受援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ広域受援協定団体へ受援要請を実施する。

ただし、専門性が高い業務や、協定等で受援手続きがあらかじめ定められている場合等は、事前に定められた方法で受援を要請するものとする。

2 基本的な枠組み

人的支援の基本的な枠組みは、都、中核市、協定自治体など複数のスキームがある。どのスキームで要請するかは、それぞれの特徴を考慮の上、対応する。

要請先	受援概要	
都	特徴	全国単位の大規模な要請が可能。原則、道府県単位で受援が行われ、道府県庁がとりまとめを行うため、統制が比較的とりやすいことが期待できる。
	種類	都内市町村相互受援に関する協定に基づく受援
		都道府県間相互の受援協定や民間企業等との協定に基づく受援
		全国都道府県における災害時等の広域受援に関する協定に基づく受援（全国知事会の調整）
		全国市長会・全国町村会の調整による受援
		指定都市市長会の調整による受援
		被災市区町村受援職員確保システムによる受援
		国機関への受援
中核市	特徴	都の他の区市町村にはないスキームであり、都のスキームとは別に全国単位の受援を受け入れられることが見込まれる。 ただし、道府県庁が取りまとめ役を行わないため、都のスキームと比較すると、本市の対応事項が増える可能性がある。
	種類	中核市災害相互受援協定に基づく受援要請
姉妹都市等の協定締結自治体	特徴	それぞれの協定自治体に対して、個別に受援を要請する。相手自治体に対して直接要請するので、要請は容易に行えるが、複数の団体に要請を行うと、受援の調整相手が多くなり、結果的に災害対応業務に支障をきたす可能性もある。
	種類	災害時相互受援協定に基づく受援要請

右に示す受援スキームの内、どのスキームで受援を要請するかは、要請内容や被害状況に基づき、都が調整を行う。
（基本的に、市は受援の相手先まで指定することは求められていない。
市は、必要とする受援内容等を可能なかぎり詳細に都へ要請することに努める。）

3 受援対象業務の特定

災害対応の初動期は、特に対応すべき事案や多くの業務が発生するが、こうした状況においても混乱することなく、応援側と円滑な意思疎通を図ることが重要である。

このため、災害時の想定しうる受援対象業務の洗い出しや整理、各業務の発生時期、優先度等をあらかじめ整理しておき、応援側と共有しておくことが重要である。

本計画で事前に体制を構築する受援対象業務は、都受援計画を準用し、次のとおりとする。

多 ← 応援量 → 少

	首都直下地震で想定される 主な受援対象業務	市の担当所管	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～3週間	3週間～
1	現地機動班	生活安全部	[Blue]			[Grey]	[White]	[White]	[White]
2	市災害対策本部支援	生活安全部	応援要請	[Grey]			[White]	[White]	[White]
3	避難所運営	避難所主管部	応援要請	[Blue]			[Grey]	[White]	[White]
4	物資仕分・荷下ろし等	産業振興部	応援要請	[Blue]			[Grey]	[White]	[White]
5	被災者総合相談窓口 (窓口受付等)	総合経営部 拠点整備部	応援要請	[Grey]			[White]	[White]	[White]
6	住家被害認定調査	財政部			応援要請	[White]	[Blue]		
7	罹災証明書発行業務	財政部			応援要請	[White]	[Blue]		
8	都市復興基本計画策定のため の家屋被害状況調査	都市計画部					応援要請	[Blue]	
9	被災建築物応急危険度判定 (社会公共施設等)	各施設所管部	応援要請	[Blue]			[Grey]	[White]	[White]
10	被災建築物応急危険度判定 (民間住宅等)	まちなみ整備部		応援要請	[White]	[Blue]			[Grey]
11	被災宅地危険度判定	まちなみ整備部		応援要請	[White]	[Blue]			[Grey]
12	応急仮設住宅等の 供与に係る業務	まちなみ整備部		応援要請	[White]	[Blue]			
13	応急修理に係る業務	契約資産部		応援要請	[White]	[Blue]			
14	災害廃棄物の処理	資源循環部	応援要請	[White]	[Grey]	[Blue]			
15	医療・保健支援 (医師・保健師の派遣等)	健康医療部	応援要請	[Blue]			[Grey]		
16	応急給水	水循環部	応援要請	[Blue]			[Grey]	[White]	[White]
17	下水道施設復旧	水循環部	応援要請	[Blue]			[Grey]		
18	道路・河川(水路) ・橋梁等応急復旧	道路交通部 水循環部	応援要請	[Blue]			[Grey]		
19	福祉避難所運営	福祉部			応援要請	[Blue]			[Grey]
20	し尿等収集に係る業務	水循環部			応援要請	[Blue]			[Grey]

※ 詳細については、別添「各業務の応援要請方法」参照

4 受援窓口の設置

(1) 近年の大規模災害時における教訓及び受援担当部署の必要性

熊本地震等の近年の大規模災害における対応の課題として、応援要請を専門的に対応する部署が被災自治体に存在せず、様々な混乱が発生し、結果として、応援側・受援側、双方の災害対応に多くの支障をきたした。

そのため、内閣府は平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定し、各自治体に受援業務を専門に対応する担当窓口の設置を求めた。

これに伴い、平成 30 年 1 月に策定された都受援計画においても、各区市町村に対して人的支援の要請について一元的に対応する専門の部署の設置が求められたところである。

そこで、本市の災害対策本部に、次号のとおり受援総括班を設置し、円滑な受援体制の構築を図ることとする。

過去の災害において、受援担当部署がなかったことによる様々な課題

被災自治体においては...

- ・市内に一体何人の応援がどのような業務で入っているのかわからない
- ・被災市町村によっては、どのように応援を頼んでよいかかわらず、応援要請が滞っていることに気が付くのが遅れた
- ・広域自治体も被災市町村の状況が把握できず、業務の滞りに対して機動的な支援を行うことができなかった
- ・応援を頼む場合の庁内決裁が機動的ではなく、時間がかかった

応援自治体においては...

- ・被災市町村に連絡がつかない
- ・被災市町村が他の業務に追われており、応援の申し入れに対応できず、応援に入れなかった
- ・応援県や関係機関の情報連絡員(派遣された連絡調整者)が駐在していたが、関係各班・課との会議の機会がなく、応援受援に関する連携・調整ができなかった。そのため、被災市町村の負担軽減につながらなかった

(2) 受援総括班の設置

ア 構成

定数を担当する経営改革課を主担当とし、経営計画課、職員課、防災課を副担当とする。受援総括班は、部内の他の災害業務から独立して受援業務に専念することを基本とする。

(人数の目安)

- ・経営改革課 3 名程度
- ・経営計画課、職員課、防災課 それぞれ 2 名程度

イ 業務の範囲

相互応援協定に基づく自治体間応援

都及びカウンターパート団体決定後の応援自治体からの人的応援

ただし、業務の専門性が高い場合や、協定等で制度化された応援手続きがあらかじめ定めである場合等は、都受援計画においても独自の応援スキームで対応すると規定していることから、本計画においても、当該業務については、受援総括班が対応するのではなく、関係各部が直接都各局と調整し対応にあたることとする。

< 人的応援対象業務の区分 >

受援総括班が応援要請の対応をする業務	主に受援総括班以外の各部が対応する業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部支援 ・避難所運営 ・物資仕分け・荷下ろし等 ・被災者総合相談窓口(受付窓口など) ・住家被害認定調査 ・罹災証明書発行業務 ・都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査 ・その他必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定(社会公共施設等) 【各施設所管・まちなみ整備部】 ・被災建築物応急危険度判定(民間住宅等)【まちなみ整備部】 ・被災宅地危険度判定【まちなみ整備部】 ・応急仮設住宅等の供与に係る業務【まちなみ整備部】 ・応急修理に係る業務【契約資産部】 ・災害廃棄物の処理【資源循環部】 ・医療・保健支援(医師、保健師の派遣等)【健康医療部】 ・応急給水【水循環部】 ・下水道施設復旧【水循環部】 ・道路・河川(水路)・橋梁等応急復旧【道路交通部・水循環部】 ・福祉避難所運営【福祉部】 ・し尿等収集に係る業務【水循環部】

現地機動班については、原則自動参集であるため上記表には記載していない。

ウ 主な役割

受援に関する状況把握、とりまとめ

- ・応援対象業務について、何を、いつまでに、どれくらいの応援が必要かとりまとめる。

人的資源()の管理

人的資源: 受援に必要な人数・期間・職種(経験)

- ・人的資源に関するニーズと現状の受入状況から、過不足を整理する。
- ・被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を各業務の担当所管とともに検討し、必要となる人的資源を見積もる。

庁内調整

- ・取りまとめた結果を庁内(本部会議等)で共有する。
- ・必要に応じて庁内間での職員の応援を調整する。

応援要請

- ・必要となる人的資源について、庁外(都、カウンターパート団体等)へ応援要請をする。

専門性が高い業務に関する受入状況等の把握

- ・専門性が高い業務の応援要請にあたっては、各業務の担当所管が独立して対応するが、要請状況や受入状況については、担当所管からの報告により、受援総括班も把握する。

応援職員への支援

- ・庁内の各受援業務を所管する担当が、適切な執務環境(応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境)を提供しているか配慮する(場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する。)

宿泊場所等への配慮

- ・過去の災害対応において、応援職員の被災地までの交通手段や宿泊先確保などについては、応援自治体側で手配を行う「自己完結型」が通例となっている。しかし、被災状況によっては応援職員の宿泊先確保が困難な場合も想定されていることから、宿泊場所に関するあっせん等についても、状況によっては考慮に入れる。

調整会議の開催

- ・全体調整の必要性に応じ、調整会議(庁内の各受援業務の担当が参加)を開催・運営する。

(3) 各受援業務の担当所管に受援業務担当窓口を設置

各受援業務の特性に応じ、受援業務に関する役割分担や、応援職員の受入れに関する調整などを担う業務担当窓口を、対象業務の担当所管ごとに設置する。

なお、各業務の詳しい対応方法については、別添「各業務の応援要請方法」のとおりとする。

主な役割

受援に関する状況把握、とりまとめ

- ・応援対象業務について、何を、いつまでに、どれくらいの応援が必要か把握する。

人的資源()の管理

人的資源: 受援に必要な人数・期間・職種(経験)

- ・人的資源に関するニーズと現状の受入状況から、過不足を整理する。
- ・業務の実施状況を踏まえ、今後必要な業務内容を受援総括班とともに検討し、必要となる人的資源を見積もる。

庁内調整

- ・取りまとめた結果を前号の受援総括班に報告するとともに、必要に応じて応援を要請する。
ただし、各所管で応援要請(前号で示した専門性が高い業務の応援要請)をする業務の場合は、受援総括班を経由せず、直接都各局等へ応援を要請するものとする(この場合も、受援総括班への情報共有は、定期的に行う)。

職員の業務分担の明確化

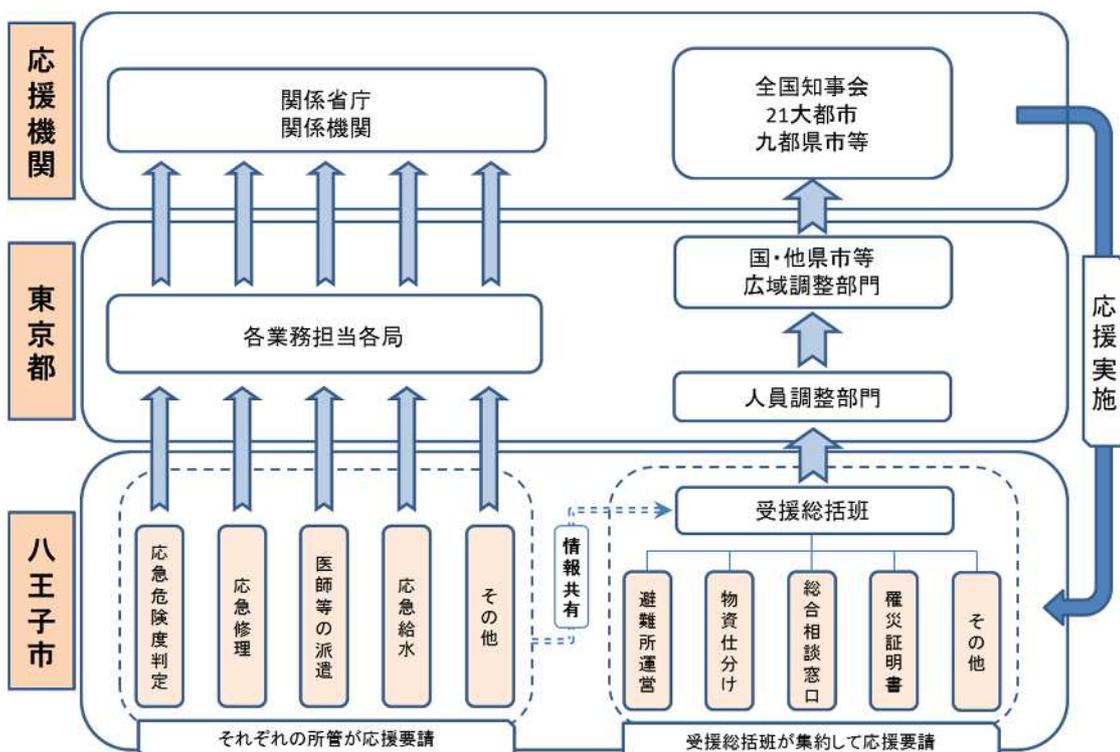
- ・各業務について、庁内職員と応援職員の業務分担を明確にする。
(原則として、庁内職員は統制・管理の仕事を担当し、応援職員が現場や窓口業務を担当など。)

応援職員への支援

- ・業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するよう努める。
- ・受援総括班と協力し、応援職員の待機場所やミーティングを開催できる環境を提供する(場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する。)

調整会議への参加

- ・受援総括班が実施する調整会議へ参加する。



5 都を経由した応援要請手続き

(1) 都及びカウンターパート団体への応援要請（専門業務等の応援要請を除く）

本市の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合は、速やかに都本部(人員調整部門)に対し、応援要請を行う。要請を受けた都は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体等への応援要請を行う。

なお、広域応援協定団体等において本市の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合は、都本部(国・他縣市等広域調整部門)から決定通知がある。

カウンターパート団体決定後は、カウンターパート団体と本市が直接、応援職員に関する具体的な調整を行う。

人的応援 関係機関連絡先一覧

	首都直下地震で想定される 主な受援対象業務	市		都 <small>（国・他縣市等広域調整部門）</small>		
		担当所管	応援要請所管	担当所管	連絡先	FAX
1	現地機動班	生活安全部	自動要請	都本部 (人員調整部門)		
2	市災害対策本部支援	生活安全部	受援総括班			
3	避難所運営	避難所主管部				
4	物資仕分・荷下ろし等	産業振興部				
5	被災者総合相談窓口 (窓口受付等)	総合経営部 拠点整備部				
6	住家被害認定調査	財政部				
7	罹災証明書発行業務	財政部				
8	都市復興基本計画策定のための 家屋被害状況調査	都市計画部				

都への人的支援の要請手順

	市	都
応 援 要 請	<p>応援要員数の把握・とりまとめ</p> <p>職員の参集状況や災害の状況等を把握し、必要な人員から不足人員を算出し、応援要員数をとりまとめる。</p>	
	<p>応援要請の判断、決定</p> <p>人員不足が見込まれる場合、応援要請に関する判断・決定を行う。</p>	
	<p>応援要請の実施</p> <p>都本部(人員調整部門)に対し、「<u>応援要請シート(様式1-1)</u>」により応援を要請する。</p> <p>その際、以下の点について可能な限り明確にし、応援要請シートに記載するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請人数 ・期間 ・集合場所 ・活動内容 ・活動場所 ・応援職員に求める要件(職種、資格、経験) ・必要な資機材等 <p>なお、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うことし、「応援要請シート(様式1-1)」を提出するいとまがないときは、電話等により都本部(人員調整部門)あてに口頭で要請し、後日速やかに提出する。</p>	
		<p>都・非被災区市町村間での応援人員の調整</p> <p>都本部(人員調整部門)は、要請内容を把握した後、都各局及び非被災区市町村と調整し、応援人員の調整を行う。</p>
		<p>広域応援協定団体への応援要請</p> <p>都本部(人員調整部門)は、被災区市町村の応援要請が都各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部(国・他県市等広域調整部門)を通じて、広域応援協定団体に対し、被災区市町村のカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。</p>

	市	都
都 及 び 都 内 区 市 町 村 間 の 援		<p>被災区市町村に対する都及び非被災区市町村の応援職員の決定</p> <p>前述の で調整した人数を基に、都各局及び非被災区市町村の応援職員をそれぞれ決定する。</p>
		<p>区市町村への応援要請結果の報告</p> <p>被災区市町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、都本部(人員調整部門)は、上記 で被災区市町村から提出された「応援要請シート」処理欄に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、被災区市町村へ報告する。</p>
		<p>都本部への応援職員受入の報告等</p> <p>応援職員が到着したら、受援総括班は「<u>応援職員等名簿(様式2)</u>」を作成し、都本部(人員調整部門)へ「<u>受援状況報告書(様式3-1)</u>」により報告する。</p> <p>応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部(人員調整部門)の指定する時期にあわせて活動状況を報告する。</p>
		<p>応援職員に対するガイダンス・派遣等</p> <p>応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。</p>
		<p>応援職員が円滑に活動するための態勢整備</p> <p>応援職員は都内の複数の自治体から派遣され、個別に活動する場合も想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。</p>
		<p>調整会議の実施</p> <p>受援総括班の担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。</p>

	市	都
広 域 応 援		<p>被災区市町村への応援要請結果の報告</p> <p>の調整の結果、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて広域応援調整団体から、被災区市町村のカウンターパート団体や派遣人数等が決まった場合、都本部(人員調整部門)は、被災区市町村から要請のあった「応援要請シート」処理欄に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、区市町村災害対策本部等へ派遣要請結果を報告する。</p>
		<p>都本部への応援職員受入れの報告等</p> <p>応援職員が到着したら、受援総括班は「<u>応援職員等名簿(様式2)</u>」を作成し、都本部(人員調整部門)へ「<u>受援状況報告書(様式3-1)</u>」により報告する。</p> <p>応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成し、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部(人員調整部門)の指定する時期に合わせて活動状況を報告する。</p>
		<p>応援職員の活動場所への派遣</p> <p>受援総括班は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。</p>
		<p>応援職員が円滑に活動するための態勢整備</p> <p>応援職員は都外の複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。</p> <p>また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。</p>
		<p>被災区市町村による調整会議の実施</p> <p>受援総括班の担当者及び都、カウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。</p>
		<p>広域応援協定団体への追加応援要請</p> <p>被災区市町村からの追加の人的応援要請等により、都本部(人員調整部門)が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災区市町村への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて、カウンターパート団体と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を依頼する。</p>

(2) 専門業務団体、都各局への応援要請

受援が必要な業務のうち、国が所管する専門分野に関する業務や、都各局との個別協定等により要請手続きが定められている業務の受援については、市の各担当所管から都の各局等へ直接応援の要請及び調整を行う。ただし、この場合も、受援総括班に対しては、定期的に状況を報告し、情報の共有を図ることとする。

なお、各業務の詳しい応援要請方法については、別添「各業務の応援要請方法」のとおりとする。

人的応援(専門業務等) 関係機関連絡先一覧

	首都直下地震で想定される 主な受援対象業務	市		都(都受援計画より抜粋)		
		担当所管	応援要請所管	担当所管	連絡先	FAX
1	被災建築物応急危険度判定 (社会公共施設等)	各施設所管部	まちなみ整備部	都本部(公共建築物等 応急危険度判定部会)		
2	被災建築物応急危険度判定 (民間住宅等)	まちなみ整備部		都市整備局 市街地建築部 建築企画課		
3	被災宅地危険度判定	まちなみ整備部		都市整備局 市街地整備部 区画整理課		
4	応急仮設住宅等 の供与に係る業務	まちなみ整備部		住宅政策本部住宅企 画部企画経理課・不動 産業課		
				住宅政策本部都営住 宅経営部指導管理課・ 住宅整備課		
5	応急修理に係る業務	契約資産部	住宅政策本部住宅企 画部企画経理課・マン ション課			
6	災害廃棄物の処理	資源循環部	東京都災害廃棄物 対策本部			
7	医療・保健支援 (医師・保健師の派遣等)	<DMAT> 健康医療部	同左	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課		
		<こころのケア> 健康医療部		福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課		
		<保健師> 健康医療部		福祉保健局 保健政策部 保健政策課		
8	応急給水	水循環部	給水対策本部 (水道局)			
9	下水道施設復旧	水循環部	下水道局 災害対策本部			
10	道路・河川(水路) ・橋梁等応急復旧	道路交通部 水循環部	建設局 災害対策本部			
11	福祉避難所運営	福祉部	災害福祉広域調整セ ンター(福祉保健局)			
12	し尿等収集に係る業務	水循環部	東京都環境局 廃棄物対策課			

6 協定自治体への応援要請

(1) 担当所管

原則として、受援総括班が主体となって調整を行う。

ただし、要請内容が物的支援に限られる場合は、必要に応じて産業振興部が主体となって調整を行う。

(2) 相手先

ア 中核市

災害の規模によって、次のようにグループ分けをして応援が実施される。

応援要請は、その年度の関東ブロック幹事市へ行う。幹事市も被災し、対応が困難な場合は、会長市へ応援要請を行う。

各ブロック(又はチーム)の中で、被災市から一番近い市が隊長となり、ブロック(又はチーム)単位で応援が行われる。

【被害地域が限定的である場合】

関東ブロックの中核市による応援

八王子市	宇都宮市	川越市	船橋市	横須賀市
柏市	前橋市	高崎市	藤沢市	越谷市
川口市	水戸市	つくば市	春日部市	所沢市
草加市	市川市	町田市		

【被害が関東地方の広域に及ぶ場合】

全国の中核市を6チームに分類し、チーム内による応援 (以下、八王子市所属のチーム)

八王子市	いわき市	高崎市	柏市	長野市
大津市	福山市	大分市	明石市	寝屋川市
一宮市				

イ 姉妹都市

日光市	苫小牧市	小田原市	寄居町
-----	------	------	-----

ウ 甲州街道サミット参加市

応援要請は、その年度の各ブロック長(2年任期)へ行う。

東京 ブロック	八王子市	立川市	府中市	調布市	日野市	国立市
山梨・長野 ブロック	甲府市	諏訪市	山梨市	大月市	韮崎市	茅野市

エ その他

川越市	相模原市
-----	------

(3) 応援内容

協定ごとに応援内容の例示はされているが、基本的にはどの協定も包括協定である。

(4) 応援要請手続

各協定に規定した方法で応援を要請する(協定書は、地域防災計画(別冊)資料2-6～2-11参照)。 基本的には、どの協定も複雑な応援スキームではない。

第4章 物的支援の受援

1 基本的な考え方

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、自助の取組みとして、食料・水・生活必需品について発災後3日間以上の家庭内備蓄を推進している。

一方で、家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、都と市は連携して、避難所生活者を対象に3日分の食料・生活必需品を備蓄している。

そして、発災後4日目以降や備蓄物資が不足する場合は、都に対して物資の支援要請を行う。要請を受けた都は、国や他道府県等の広域団体へ支援要請を行い、受入れた支援物資を被災区市町村へ輸送する。

なお、発災当初は、被災区市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて被災区市町村からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を行う(都から区市町村に向けたプッシュ型支援)こともあるため、本市としても、迅速な支援物資の受入体制を構築する必要がある。

国においても、都及び区市町村の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する(国から都に向けたプッシュ型支援)計画となっている。

2 受入体制及び役割

(1) 備蓄物資の避難所への輸送

最新の備蓄物資一覧を、生活安全部防災課から入手し、地域防災計画に基づき次のとおり輸送する。

ア 市の独立倉庫の備蓄物資を避難所へ輸送する。

独立備蓄倉庫一覧

富士森公園防災倉庫	台町2-1	中野山王防災倉庫	中野山王2-28-23
長房町防災倉庫	長房町506-23	下柚木防災倉庫	下柚木599
高倉町防災倉庫	高倉町20	京王線高架下防災倉庫	打越町220-1 京王線高架下
川口町防災倉庫	川口町911	中野上町防災倉庫	中野上町4丁目47
館町防災倉庫	館町142-2	北野多目的広場防災倉庫	北野町595-4
宮下町防災倉庫	宮下町1-1	片倉つどいの森防災倉庫	片倉町3506

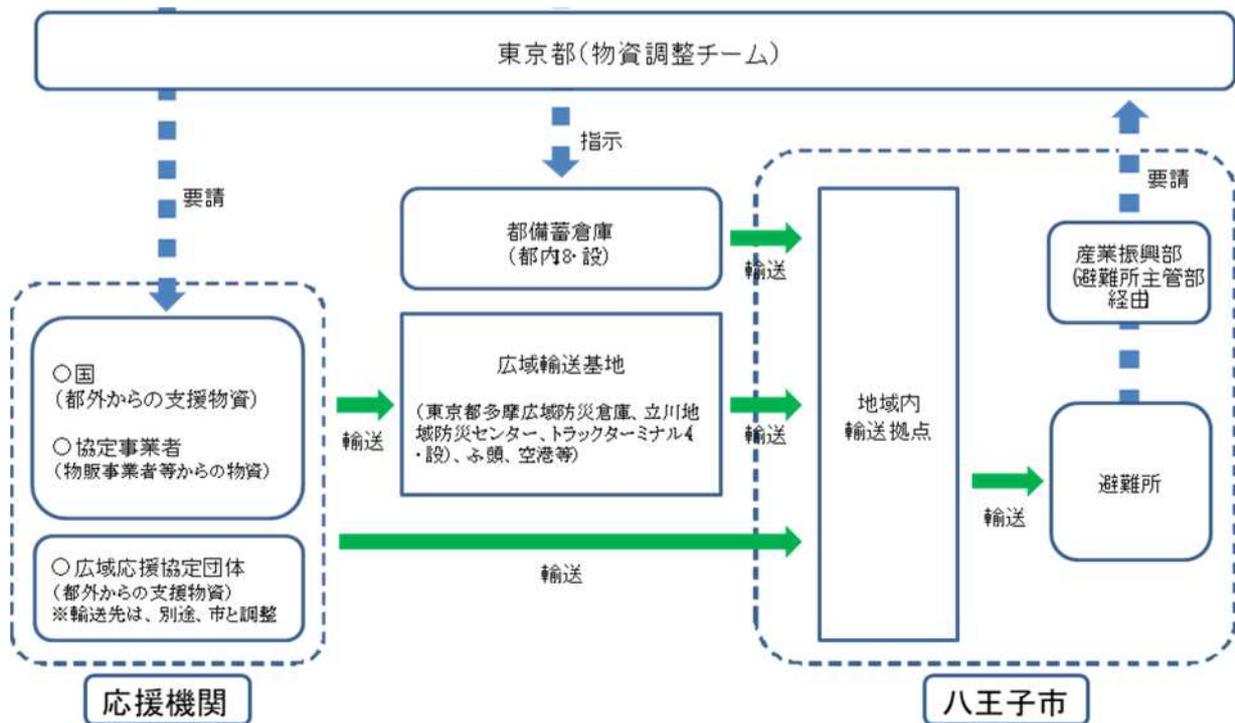
イ 独立倉庫の備蓄物資だけでは物資が不足する場合は、被災の程度が低く開設しなかった(もしくは、避難者数が少ない)避難所の防災倉庫から、被害が大きく避難者が多い避難所へ物資を輸送する。

(2) 地域内輸送拠点の開設

都備蓄物資、国等の支援物資を受入れるため、地域内輸送拠点の開設を行う。

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ
甲の原体育館	中央自動車道八王子 IC
あったかホール	中央自動車道八王子 IC
片倉つどいの森公園	八王子バイパス 打越 IC
南大沢文化会館	八王子バイパス 鍵水 IC
総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)	首都圏中央連絡自動車道 高尾山 IC

(3) 物資等の基本的な流れ



(4) 物資支援の時系列

物資種別	発災～3日間	発災4～7日目	発災1週間以降～
都・区市町村 (備蓄物資)	→		
国 (支援物資)		(プッシュ型支援) →	(プル型支援) →
協定事業者 (調達物資)		→	→
広域応援協定団体 (支援物資)	→		

「都受援計画」から抜粋

(5) 物的支援の枠組み

物的支援に関する防災関係機関の役割は以下のとおりである。

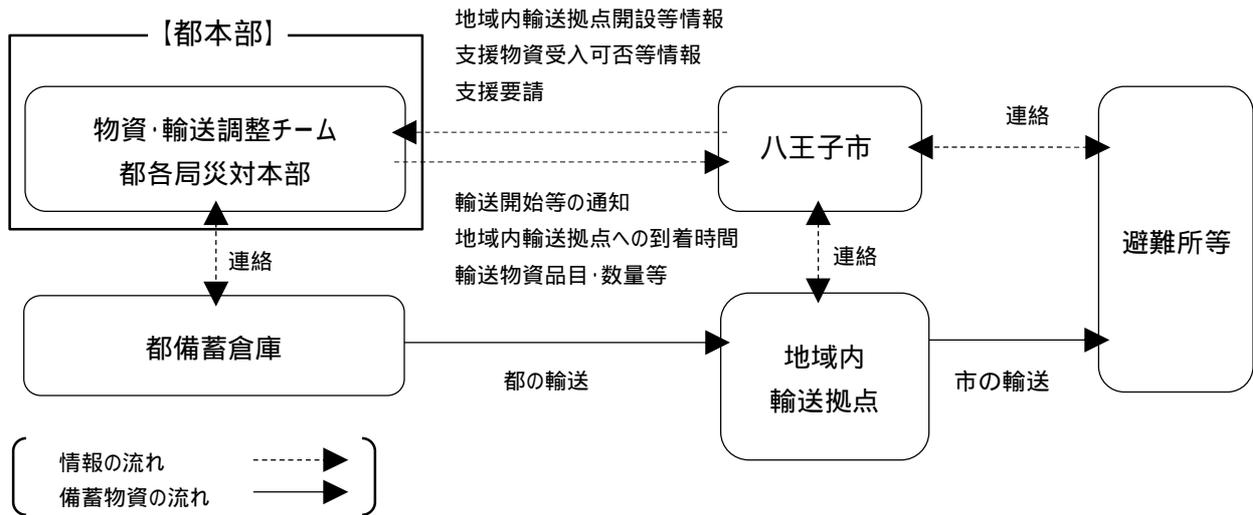
名称	役割
都(災害対策本部)	<p>物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都本部(各局調整部門)の下に物資・輸送調整チーム(都庁各局や物流関係団体、事業者等で構成)を設置する。</p> <p>速やかに都備蓄倉庫から区市町村が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給するとともに、国や道府県等の支援物資を受入れる広域輸送基地(東京都多摩広域防災倉庫、東京都立川地域防災センター、各トラックターミナル、埠頭、空港等)の開設を行う。</p>
国(現地対策本部)	<p>発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資を、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地(東京都多摩広域防災倉庫)に向けてプッシュ型支援を行う。</p> <p>プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づき、プル型支援に移行する。</p>
協定締結事業者	<p>物資調達に関する協定事業者は、市の要請等に基づき、地域内輸送拠点若しくは避難所に調達物資を輸送する。</p> <p>物資輸送に関する協定事業者は、市の要請等に基づき、市備蓄倉庫の備蓄物資を地域内輸送拠点又は避難所に輸送する。</p> <p>そのほか市にて締結している協定に基づき、物資輸送を担う。</p>
相互応援協定締結自治体	<p>被災市の要請に基づき、支援を行う。</p>
広域応援協定団体	<p>都の要請に基づき、被災市の支援を行う。被災市と調整の上、地域内輸送拠点や避難所等に支援物資を輸送する。</p>

3 物的支援の受入れの流れ

(1) 発災直後からおおむね3日間の活動

市及び都の備蓄物資を避難所に供給する。また4日目以降の物資を確保するため、地域内輸送拠点を開設し、国や協定事業者からの支援物資の調整及び受入れを開始する。

< 物資輸送拠点等の開設・運営と都備蓄物資の配分・輸送 >

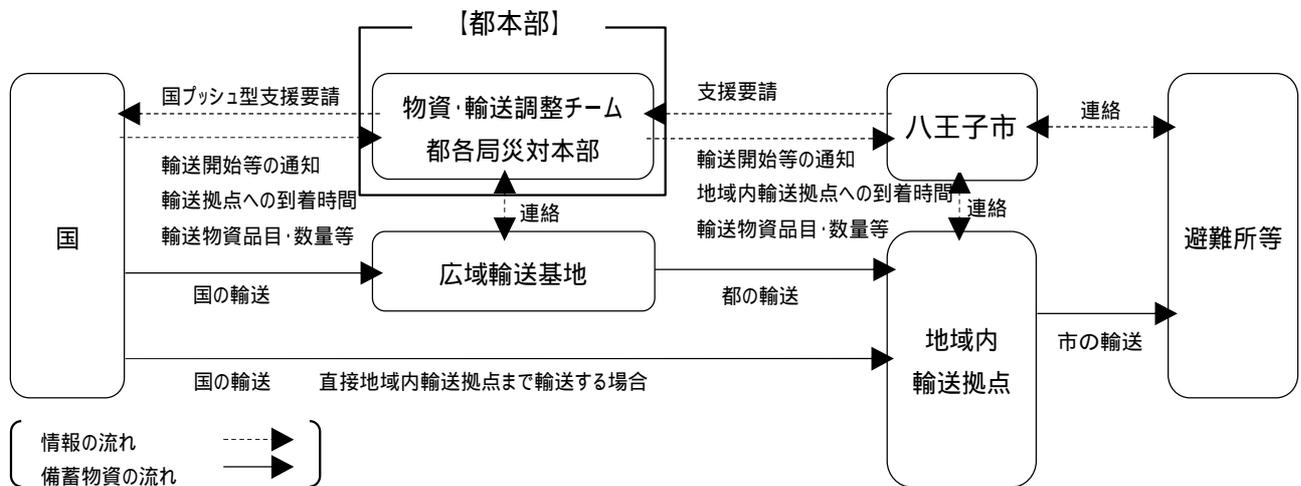


(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動

国のプッシュ型支援による物資の受入れ、配分、輸送が本格化する。

また、プル型支援への切替えに向けて、本市の支援要請を集約する時期でもある。国のプッシュ型支援による物資以外に必要な品目について、物資の要請を行う。

< 国の支援物資(プッシュ型支援)の受入 >



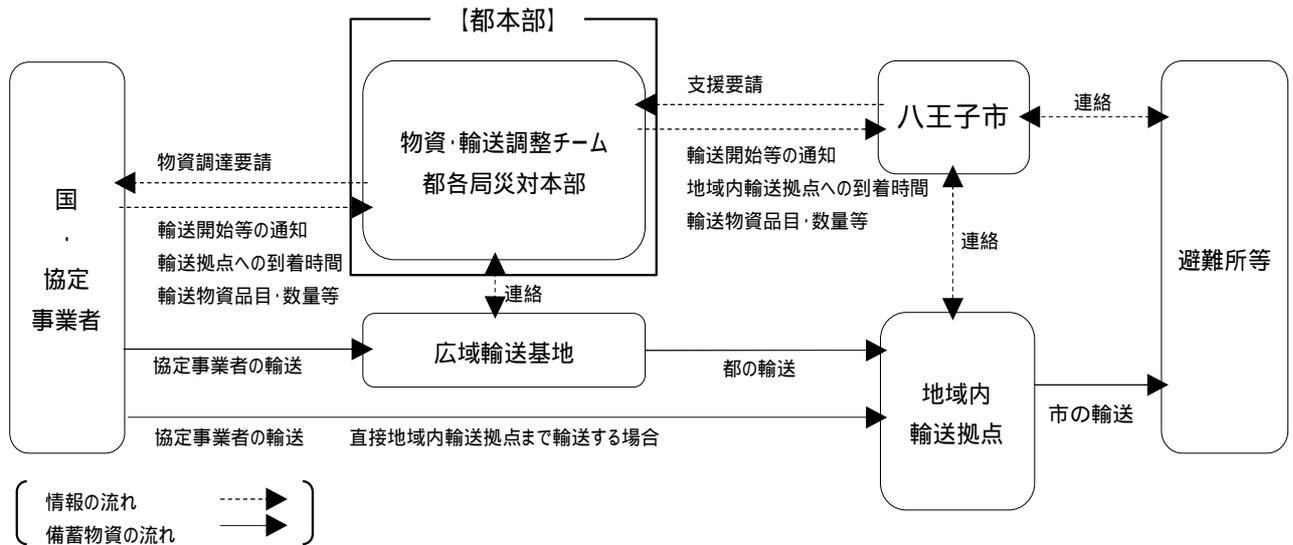
(3) 発災からおおむね1週間以降の活動

国によるプッシュ型支援が終了し、プル型支援に対応する時期となる。

避難所において多種多様な品目が必要となる時期でもあり、避難所のニーズの把握が重要な時期となる。

< 市からの要請に基づく都による物資調達(プル型支援) >

< 都の要請に基づく広域応援協定団体からの物資支援(プル型支援) >



4 物的受援に向けた要請手続き

本市から都への物資に係る応援要請の手順については次のとおりとする。

東京都物資・輸送調整チームの連絡先

TEL: [REDACTED] (内線 [REDACTED]) FAX: [REDACTED]

平時の担当

福祉保健局生活福祉部計画課 TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

(1) 都本部への応援要請及びカウンターパート団体決定前の応援要請

市	都
<p>都本部への物資応援要請</p> <p>応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、在庫数量等を踏まえ、都本部(物資・輸送調整チーム)へDIS(別添「物資要請入力画面(DIS)」参照)等を使用して応援を要請する。</p> <p><入力事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先 ・要請する物資の品目・数量 ・輸送先(地域内輸送拠点) <p>また、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。</p> <p>さらに、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。</p>	
	<p>要請の取りまとめ</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、区市町村からの要請について取りまとめを行う。なお、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、プッシュ型支援を検討する。</p>
	<p>都庁内・協定事業者との調整</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、協定所管局を通じて協定事業者に物資調達や輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者からは確保が可能な物資や輸送手段等の連絡を受ける。</p>
	<p>配分計画の策定</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、上記・及び都の確保する在庫量等を踏まえ、物資の配分について、割り振りを行う。</p>
	<p>協定事業者への輸送手段の要請</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、上記に基づき、協定所管局を通じて協定事業者に物資調達や輸送手段等を要請する。</p>

市	都
	<p>応援要請結果の報告</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、被災区市町村への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、被災区市町村へDIS(東京都受援応援計画別冊資料「物資要請状況確認画面(DIS)」参照)により通知する。 その際、以下の点を可能な限り通知するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送する物資の品目・数量 ・出発日時、出発地 ・地域内輸送拠点への到着予定日・時刻 ・連絡先 等
	<p>地域内輸送拠点への輸送</p> <p>協定事業者は、地域内輸送拠点へ輸送する。</p>
<p>都本部への物資受入れの報告等</p> <p>地域内輸送拠点において支援物資の受入れが完了した後、都本部(物資・輸送調整チーム)へ報告する。</p>	
<p>地域内輸送拠点から避難所への輸送</p> <p>地域内輸送拠点において受入れた支援物資を避難所に輸送する。</p>	
<p>今後必要となる物資の確認</p> <p>在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。</p>	
<p>調整会議の実施</p> <p>担当者と都の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。</p>	
<p>都本部への追加応援要請</p> <p>上記 を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について、保管スペースも考慮しながら都本部(物資・輸送調整チーム)に要請する。</p>	

(2) カウンターパート団体決定後

市	都
	<p>カウンターパート団体の決定通知</p> <p>都本部(国・他縣市等広域調整部門)は、被災区市町村へカウンターパート団体の決定を通知する。</p>
<p>カウンターパート団体への物資応援要請</p> <p>応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、在庫数量等を踏まえ、カウンターパート団体へ応援を要請する。</p> <p>なお、物資の品目・数量・輸送先等については、カウンターパート団体と調整する。</p> <p>その際、以下の点を可能な限り報告するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先 ・要請する物資の品目・数量 ・輸送先(地域内輸送拠点、避難所等) <p>また、輸送先施設等に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。</p>	
<p>地域内輸送拠点・避難所への輸送</p> <p>カウンターパート団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。</p>	
<p>カウンターパート団体への物資受入れの報告等</p> <p>地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れを完了後、カウンターパート団体及び都本部(物資・輸送調整チーム)へ報告する。</p>	
<p>今後必要となる物資の確認</p> <p>在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。</p>	
<p>調整会議の実施</p> <p>市担当者とカウンターパート団体の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。</p>	
	<p>広域応援協定団体への追加応援要請</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、被災区市町村の物資応援要請等に対して当初決定されたカウンターパート団体だけでは、物資支援を十分に行えないと判断した場合、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて広域応援調整団体等と調整し、不足する物資の追加応援要請を行う。</p>

5 義援物資の受入

義援物資の取扱いは、被災者のニーズを踏まえ、受付の要否や問い合わせ等を広報するなど迅速に対応する。

(1) 個人からの義援物資の受入

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

また、小口・品目が混載した義援物資の送付については、控えるように適切に広報を行う。

(2) 企業からの義援物資の受入

ア 市による義援物資の受入

企業からの義援物資の取扱いの問い合わせ

企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。

義援物資の調整・配送先の確保

区域内の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

義援物資の受入

地域内輸送拠点で義援物資を保管する。

イ 都を經由した義援物資の受入

企業からの義援物資の取扱いの問い合わせ

都本部(福祉保健局)は、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の確認を行う。

都本部(物資・輸送調整チーム)への情報伝達

都本部(福祉保健局)は、上記で確認した事項を都本部(物資・輸送調整チーム)へ連絡する。

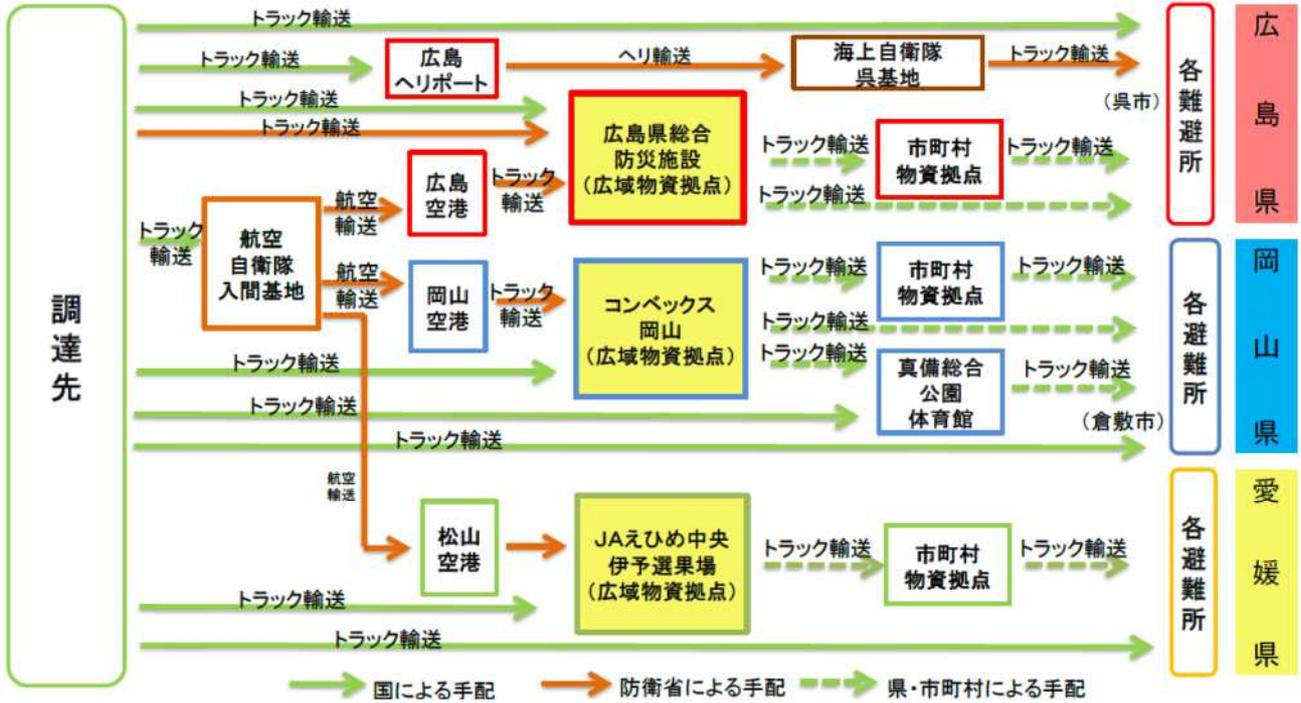
区市町村との調整

都本部(物資・輸送調整チーム)は、区市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

企業への連絡

都本部(物資・輸送調整チーム)は、企業に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。

(参考)平成30年7月豪雨時の国による物資輸送の流れ



「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム『プッシュ型物資支援の実施状況』」から抜粋

第5章 ボランティアの受入

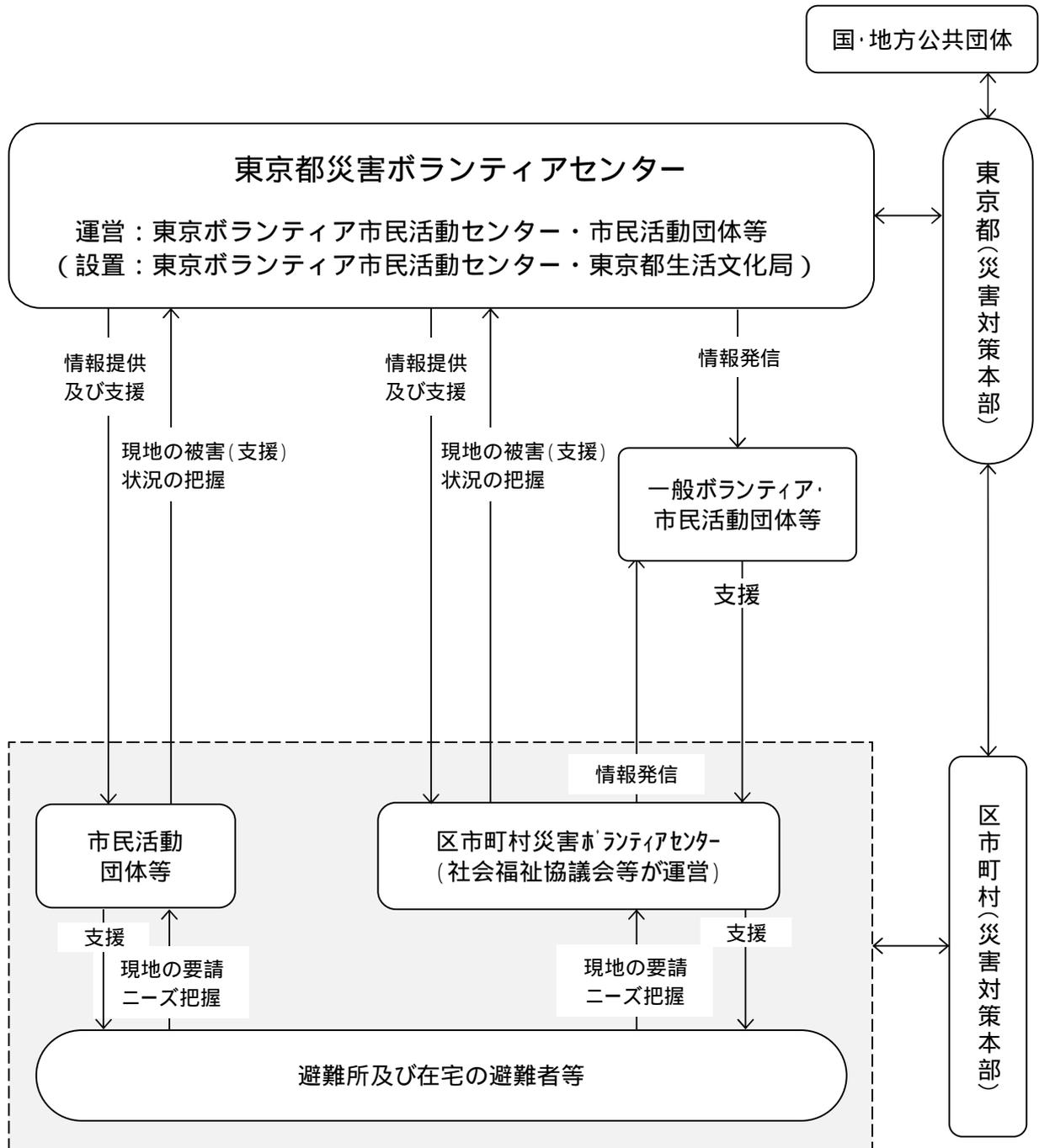
災害時の膨大なニーズに対応するためには、東京都災害ボランティアセンターと連携してボランティアを受入れ、ボランティア活動を支援することが重要である。

1 都の枠組み

- (1) 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に協働して東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災自治体のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援を行う。
- (2) 都は、東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、都内外の被災状況の情報収集や国・道府県・区市町村等との連絡調整、区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保等を行う。
- (3) 東京ボランティア・市民活動センターは、都と市民活動団体と連携して東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営を担い、市民活動団体と連携して区市町村災害ボランティアセンターを支援するとともに、被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況の情報提供等を行う。

2 市の枠組み

- (1) 平時より、社会福祉協議会との連携体制を整え、プラットフォームをつくり、協働体制を確立するなど、顔の見える関係を構築する。
- (2) 市社会福祉協議会との協働により、災害ボランティアセンター(こども科学館に設置予定)を設置し、一般ボランティア()を中心に受入れる。(専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供するボランティア)
- (3) 必要に応じて、東京都災害ボランティアセンターに次の支援等を要請する(各項目は都地域防災計画震災編より抜粋)。
 - ア 災害ボランティアコーディネーターの派遣
 - イ 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する支援
 - ウ 資器材・ボランティア等の区市町村間の需給調整
 - エ 災害ボランティアセンター代替施設の確保
- (4) 必要に応じて、東京都災害ボランティアセンターに本市のボランティアニーズや被害状況等の必要な情報を報告する。
- (5) 災害ボランティアセンターの業務は多岐にわたるため、市、社会福祉協議会、ボランティアが行う活動や役割を事前に整理しておく。
- (6) 市社会福祉協議会と協力して、災害ボランティアセンターの運営マニュアルを用意しておくとともに、訓練等を行い災害時に多数のボランティアを受入れるための手順の確認をしておく。



「都地域防災計画(震災編)」から抜粋

参考

東京ボランティア・市民活動センター連絡先： XXXXXXXXXX
(東京都新宿区神楽河岸1丁目1号 セントラルプラザ 10階)

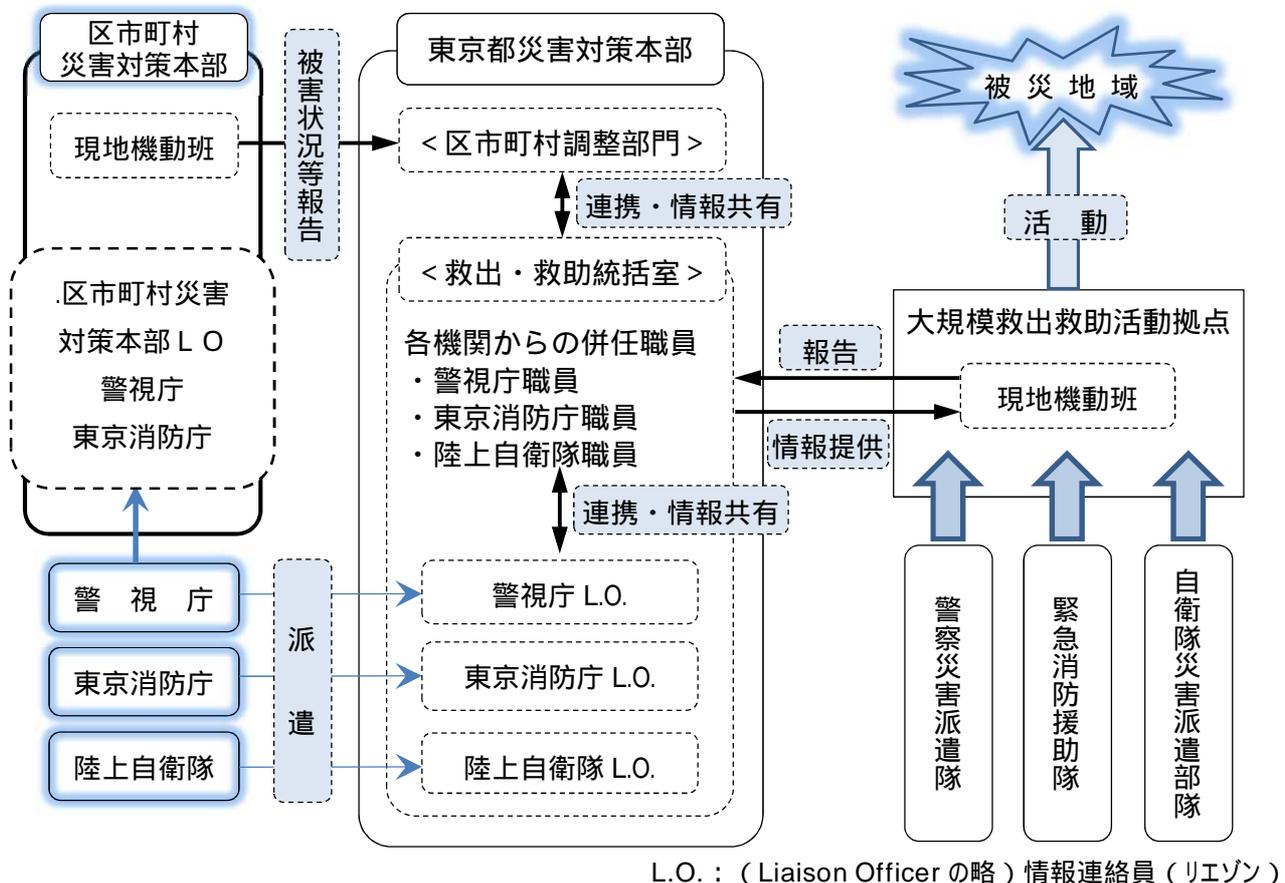
第6章 救出救助機関からの受援

大規模災害発生時は、警察、消防、自衛隊等の救出救助機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有する必要がある。

< 救出救助活動への要請主体と要請根拠 >

機関名	要請主体	根拠
陸上自衛隊	知事 原則、市からの依頼に基づいて要請	自衛隊法(第83条第1項)
警察災害派遣隊	東京都公安委員会 (警視庁)	警察法(第60条第1項)
緊急消防援助隊	知事 原則、消防総監(東京消防庁)からの要請に基づいて要請	消防組織法(第44条)

< 救出救助活動に係る関係機関との連携 >



「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

1 自衛隊への派遣要請

(1) 派遣要請

ア 都知事への要請の求め

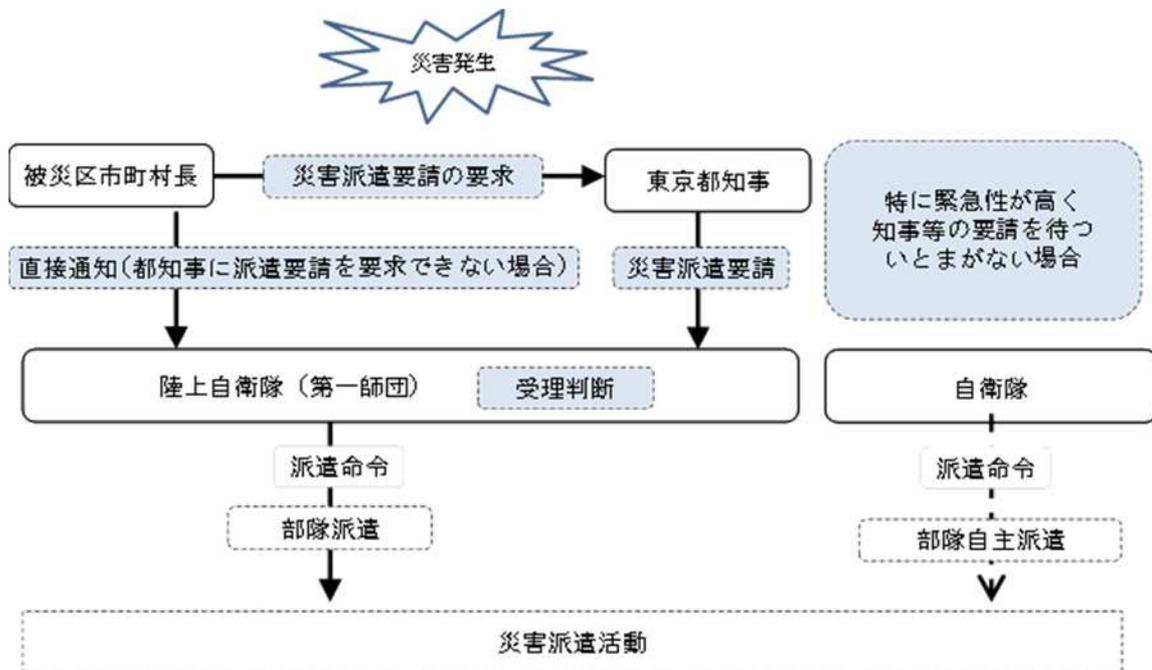
市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

イ 市長から自衛隊へ直接通知する場合

事態が切迫し都知事に要請する時間がない場合、若しくは通信の途絶等により都知事に対する要請ができない場合には、市長は直接自衛隊に被害状況を通知し、自衛隊はこの通知を受け派遣を開始する。

部隊名	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊	陸上自衛隊第一施設大隊 第3係主任又は連絡幹部	部隊当直司令

< 自衛隊への災害派遣要請の流れ >



「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

(2) 派遣要請手続き

ア 都総合防災部への通報

都知事への要求に先立ち、被害の状況及び期待する自衛隊の活動内容を通報する。ただし、複数自治体にまたがる大規模災害時には、自治体ごとの通報は必ずしも必要としない。

イ 自衛隊への依頼内容の決定

市、都総合防災部及び自衛隊の間において相互調整を迅速に実施し、依頼内容を明らかにする。

ウ 派遣要請に係る文書の作成

市は、都知事に対して可能な限り文書により要請を行う。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

エ 要請するときに明示する事項

災害の状況及び派遣を要請する理由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項

【参考】 自衛隊の災害派遣要請実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて

公共性: 公共の秩序を維持するという妥当性があること

緊急性: 差し迫った必要性があること

非代替性: 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(3) 自衛隊L.O.の受入

庁舎、現地の活動拠点等の必要な場所において、自衛隊L.O.を受入れ、災害及び対応状況に関する情報を提供する。

受入れに向けた手順については、平素から第一師団地域担任部隊と協議するものとする。

(4) 自衛隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い避難者を援助する。
被災者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び支援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊の支援を実施する。
支援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し支援物資を無償貸与、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項及び第65条第3項に基づき、区長、区長の職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

東京都地域防災計画震災編

2 警察・消防への出動要請

(1) 管轄の警察・消防への要請

市長は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警察及び消防機関に対し、応急措置等の実施を要請する。

また、情報連絡員(L.O.)の派遣も併せて依頼し、当該情報連絡員を通じて必要な調整や対応を行う。

(2) 他道府県の警察・消防機関への広域応援要請

各機関が、次のとおり要請する(市は要請主体ではないが、各機関との連携に努める。)。

ア 警察災害派遣隊

警察法(第60条)に基づき、東京都公安委員会(警視庁)が要請。

イ 緊急消防援助隊

消防組織法(第44条)に基づき、消防総監(東京消防庁)からの要請に基づき、都知事が要請。

警察・消防の活動内容

警視庁	東京消防庁
<p>救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。</p> <p>救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。</p> <p>救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。</p> <p>救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。</p> <p>東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。</p> <p>航空救助部隊を編成する。</p>	<p>災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。</p> <p>限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。</p> <p>特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)を投入する。</p> <p>警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。</p> <p>所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。</p> <p>消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。</p>

東京都地域防災計画震災編

3 大規模救出救助活動拠点の活用

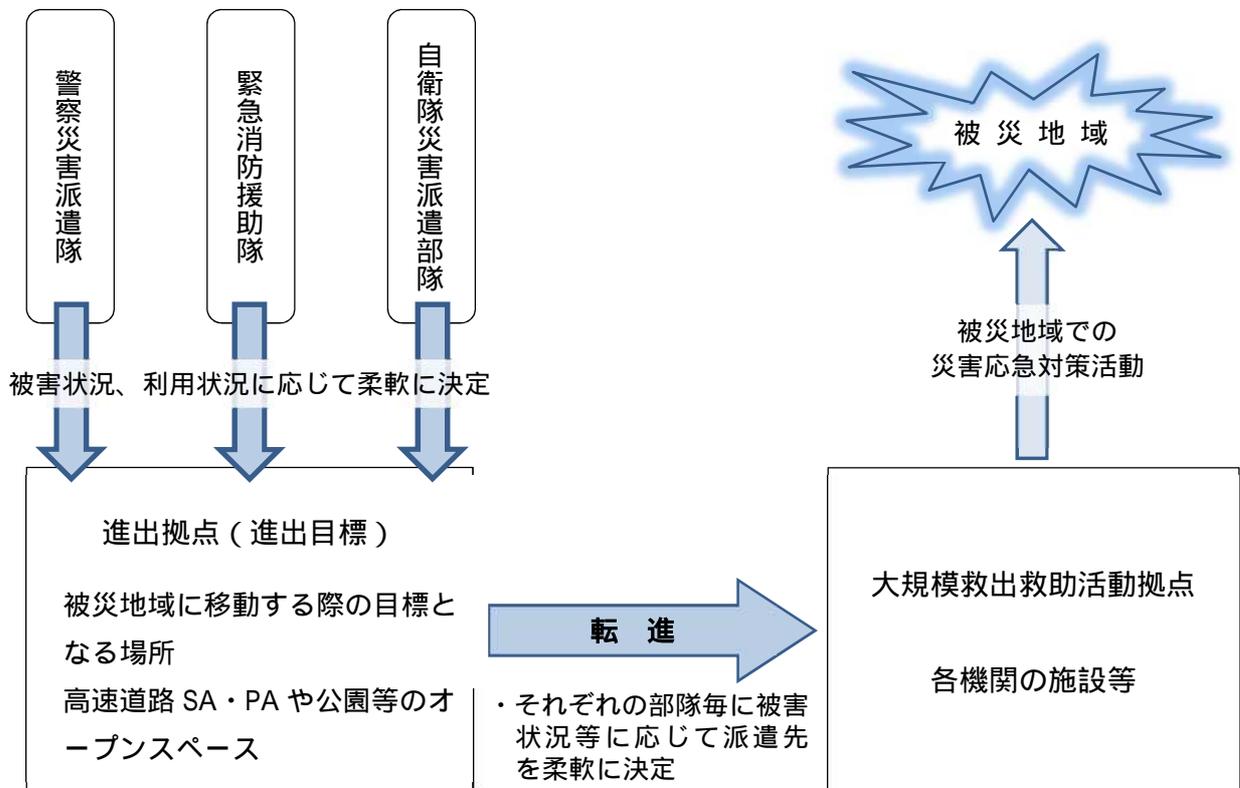
(1) 大規模救出救助活動拠点

- ア 大規模災害発生時に、自衛隊等の救出救助機関を円滑に受入れるスペース(都が指定)。
- イ ベースキャンプやヘリコプター離発着陸上等として活用することを想定。
- ウ 各活動拠点における施設の使用の可否等の判断については、現地機動班からの情報を元に都が決定する。
- エ 拠点の運営等は、原則として、都の現地機動班が行う。

(2) 現地機動班

- ア 大規模災害発生時に、予め指定された施設へ参集し、大規模救出救助活動拠点の運営や、被害情報の収集等を行う都の職員。
- イ 拠点での受入れ準備や受入れに伴う各機関との連携、各種調整など、各機関の活動に必要な支援を行う。
- ウ 対応に必要な無線等の資機材は、事前に都総合防災部が各施設に準備をしている。

< 各応援部隊の進出と活動拠点 >



「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

市内の大規模救出活動拠点について

No.	施設名	利用箇所	現地機動班			
			参集場所入口	詰所	資器材置場	
1	八王子市立 上柚木公園	陸上競技場	「陸上競技場管理事務所」 入口	「陸上競技場管理事務所」 審判控室	「陸上競技場」 向こう正面倉庫	無線機置場 「陸上競技場管理事務所」 事務室
2	八王子市 滝ガ原運動場	グラウンド	「管理事務所」入口 八王子市教育委員会スポーツ施設管 理課（富士森体育館）にて鍵を借り受 け後、滝ガ原運動場へ転進	「管理事務所」 1F事務所	「管理事務所」 2F管理人控室 棚を別途設置（総合防災部）	「管理事務所」 1F事務所
3	八王子市立 富士森公園	陸上競技場	「体育館」エントランスホール	「野球場」 B1Fバックネット裏本部 室	「野球場」 B1F1塁側興倉庫 棚を別途設置（総合防災部）	「体育館」 事務所
4	北野多目的広場	多目的広場	「八王子市北野衛生処理センター」 水再生施設課	「八王子市北野衛生処理セ ンター」	「八王子市北野衛生処理 センター」	「八王子市北野衛生処理セ ンター」執務室内 水再生施設課

第7章 他自治体への応援

1 応援体制の整備

他自治体への応援には熊本地震、西日本豪雨などの都外で大規模な災害が発生した場合の応援のほか、都内の一部地域で甚大な被害が発生した場合における都内区市町村間の応援がある。

また、応援にあたっては「都による調整を通じて実施する応援」と「各区市町村が個別に相互応援協定を締結している市町村への応援」が想定される。

いずれの場合でも自らが被災自治体となった場合と異なり、応援側の自治体は災害対策本部が設置されていない通常体制の中で人的、物的支援のための応援調整を行う必要がある。

そのため円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、防災部門、人事部門、企画部門などの円滑な連携体制と対外的な連絡窓口を整備することが必要である。

2 各所管の役割

応援に関する庁内体制や連絡調整窓口等の各所管の役割は、次のとおりとする。

なお、各業務実施においては、防災課等、関係各課と連携して対応にあたることとする。

課	役割	主な対応内容
経営計画課	支援本部	庁内の総合調整
		調整会議の開催
経営改革課	派遣の調整・決定等	都(市長会)や中核市等からの応援要請を集約する窓口
		派遣の可否、人数等の決定
		庁内における各所管への派遣人数の割りあて
		派遣ローテーションの計画作成
職員課	派遣者決定等の詳細調整 (派遣者の決定、 その後の詳細調整)	派遣者に係る各種調整業務 ・派遣者の決定等
		派遣者への必要な情報説明等 ・被災地の被災状況や対応状況、応援方針等 ・必要な携行品、資機材を職員に準備させる ・応援先での宿泊場所と被災地内外の車両などの移動手段の用意(都のスキームで派遣される場合は、都が行う。) ・応援職員向けの相談窓口
産業振興推進課	物的支援に関する対応	物的資源の応援の調整 (何を、いつまで、どれくらいの必要か) (防災課と連携し、市の備蓄物資の輸送の調整)

3 他自治体への応援

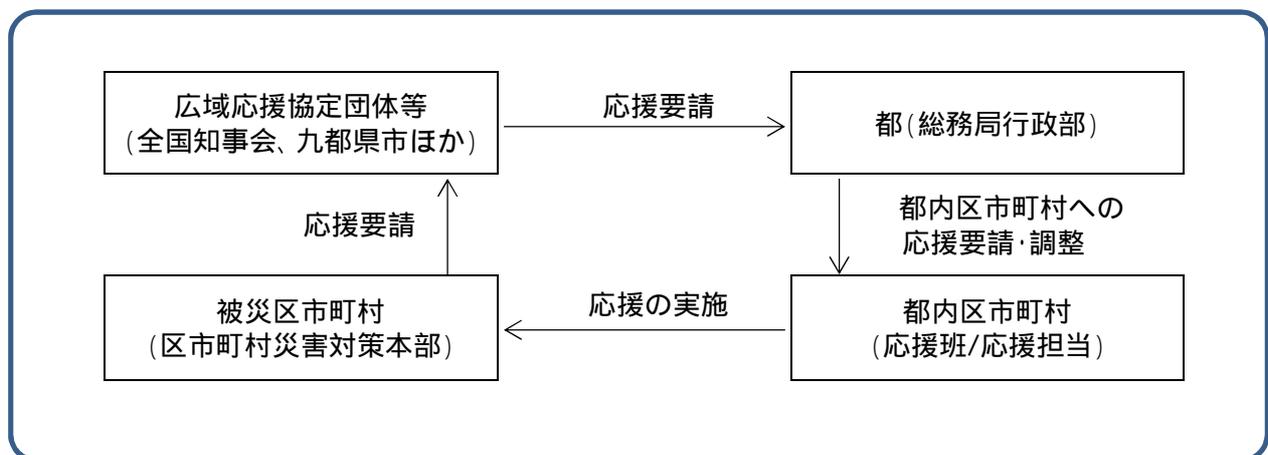
(1) 人的応援

都を通じた応援調整に関する流れは次のとおり

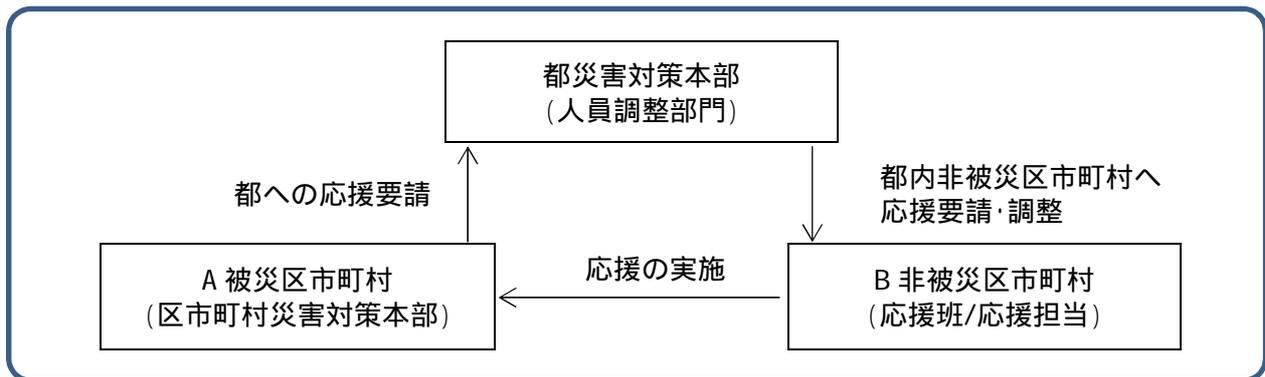
他自治体への人的応援の流れ

	市	都
1		広域応援協定団体等からの応援要請 都に広域応援協定団体等から応援要請がある場合、又は広域応援協定団体から都がカウンターパート団体に割り振られた場合は、総務局総合防災部(国・他県市調整部門)に「応援要請書」が通知される。
2		都内区市町村との応援人員の調整 総務局行政部(人員調整部門)を通じて都内区市町村の応援職員の人数の割り振り・調整を行う。
3	広域応援協定団体に対する区市町村応援職員の決定 応援職員を決定し、総務局行政部(人員調整部門)に連絡する。	
4		応援職員派遣に向けた連絡調整 応援職員の詳細な活動場所・活動内容や被災地までの交通手段などの情報については、総務局行政部(人員調整部門)と各区市町村間において必要な連絡調整を行う。

< 都外発災時に都を通じた応援調整のイメージ >



< 都内発災時における都本部を通じた応援調整のイメージ >



(2) 物的応援

物的応援は、主に個別相互応援協定に基づく支援物資の要請が想定されることから、物資の確保や輸送手段の手配、輸送の実施までの手順を整理しておく必要がある。

ア 応援協定団体等からの応援要請

応援協定団体からの要請を受けるにあたり、主に以下の点を確認する。

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量
- ・輸送先(地域内輸送拠点)
- ・輸送先までの輸送手段・交通状況
- ・要請への対応期限

イ 物資の確保・調達

要請が備蓄物資で対応できない場合は、民間事業者等を通じた調達を行うことも、必要に応じて検討する。

ウ 輸送手段の確保

- ・支援物資の輸送についても、人的支援と同様に自己完結型で対応することが前提となる。
- ・公用車のほか、災害時の応援協定を締結している輸送事業者による輸送が想定される。
- ・車による輸送の場合、交通規制の状況により緊急通行車両等の申請手続き等が必要となることから、交通インフラの被害状況や交通規制等の状況を把握したうえで輸送手段を決定する。

第8章 その他

1 費用負担

都が締結する相互応援協定に基づき、全国の自治体等からの応援を受入れる際の費用負担については、次の関係法令を踏まえて対応する。

ただし、法令に別に定めのある場合又は本市で個別に締結する相互応援協定に基づき、応援を受入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- (1) 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する(災害対策基本法第 92 条)。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする(地方公務員災害補償法)。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う(国家賠償法第1条等)。
- (4) 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する(災害救助法第 18 条)。

応援・受援業務に関する主な災害救助法適用経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 車両の燃料代、高速代 給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」

2 都災害対策本部の構成と各部門の役割

